

入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 5 年 6 月 1 5 日

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

1 入札に関する事項

- (1) 業務の名称
 - ア 府立学校警備業務（Bグループ） 一式
 - イ 府立学校警備業務（Cグループ） 一式
- (2) 業務の内容等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
令和 5 年 8 月 1 日から令和 1 0 年 7 月 3 1 日まで
- (4) 履行場所
 - ア 京都府立学校（Bグループ） 2 0 施設
 - イ 京都府立学校（Cグループ） 1 0 施設
(別紙学校一覧のとおり)

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育庁管理部管理課
電話番号 (075)414-5771
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間
令和 5 年 6 月 1 5 日（木）から令和 5 年 6 月 2 1 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時まで（土曜及び日曜を除く。交付時間は、正午から午後 1 時までを除く。）

3 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）である者
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

- 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (3) 前記(2)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
- ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
- ウ 申請書又は添付書類（以下「申請書等」という。）に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に規定する認定を受けていない者
- オ 警備業法（昭和47年法律第117号）第40条に規定する届出をしていない者
- (2) 5の(2)のアで定める申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

2の(2)に同じ。

イ 交付場所

2の(1)に同じ。

ウ 交付方法

交付期間中の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に交付する。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

2の(2)に同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

提出期間中の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に持参により提出することとし、郵送又は電送による提出は認めない。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(ア)法人にあっては商業登記事項証明書、個人にあってはその者が制限行為能力者

(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書並びに破産者で復権を得ない者ではないことの証明書

(イ) 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書

(エ) 警備業務登録台帳

(オ) 法人にあつては審査基準日の直前の 2 営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書等）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに機械及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書

(カ) 警備業法第 5 条第 2 項に規定する認定書の写し及び同法第 40 条に規定する届出書の写し

(キ) 取引使用印鑑届

(ク) (エ) に掲げる書類に記載の業務実績における主要な契約先（1 箇所）の委託契約書の写し

(ケ) 権限を営業所長等に委任する場合は、委任状

オ 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

(3) 既に参加資格を有する者の取扱い

既に 4 の参加資格を有する者が今回の一般競争入札に参加を希望する場合は、一般競争入札参加希望報告書を 5 の (2) のアの期間、5 の (2) のイの場所に提出すること。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3 及び 4 について参加資格があると認定された者は、府立学校警備業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書により、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7 による資格審査の結果を通知した日から令和 7 年 7 月 31 日までとする。

9 参加資格に係る変更届

参加資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に届けなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 営業所の名称又は所在地

(4) 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名

(5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3及び4の(1)のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、当該資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容が粗雑なものを提供し、又は業務内容若しくは数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の仕事の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日（水）午前10時00分（Bグループ）

令和5年7月5日（水）午前10時30分（Cグループ）

イ 場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁3号館 第1会議室

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3 及び 4 に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項第 1 号、第 3 号、第 7 号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

15 その他

(1) 1 から 14 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

府立学校警備業務（Bグループ）対象学校一覧

| 番号 | 学 校 名 | 所 在 地 |
|----|--------------|----------------------|
| 1 | 鴨沂高等学校 | 京都市上京区寺町通荒神口下ル松蔭町131 |
| 2 | 洛東高等学校 | 京都市山科区安朱川向町10番地 |
| 3 | 桃山高等学校 | 京都市伏見区桃山毛利長門東町8番地 |
| 4 | 東稜高等学校 | 京都市伏見区醍醐新町裏町25-1 |
| 5 | 洛水高等学校 | 京都市伏見区横大路向ヒ18番地 |
| 6 | 東宇治高等学校 | 宇治市木幡平尾43-2 |
| 7 | 寛道高等学校 | 宇治市五ヶ庄五雲峰4-1 |
| 8 | 城陽高等学校 | 城陽市寺田宮ノ平1 |
| 9 | 西城陽高等学校 | 城陽市枇杷庄京繩手46-1 |
| 10 | 久御山高等学校 | 久世郡久御山町字林 |
| 11 | 田辺高等学校 | 京田辺市河原神谷24 |
| 12 | 木津高等学校 | 木津川市木津内田山34 |
| 13 | 南陽高等学校・附属中学校 | 木津川市兜台6丁目2番地 |
| 14 | 城陽支援学校 | 城陽市中芦原1-4 |
| 15 | 南山城支援学校 | 相楽郡精華町大字山田小字医王寺1 |
| 16 | 城南菱創高等学校 | 宇治市小倉町南堀池 |
| 17 | 京都八幡高等学校 | 八幡市男山吉井7 |
| 18 | 京都八幡高等学校 南分校 | 八幡市内里柿谷16-1 |
| 19 | 八幡支援学校 | 八幡市内里柿谷16-1 |
| 20 | 宇治支援学校 | 宇治市広野町丸山10 |

府立学校警備業務（Cグループ）対象学校一覧

| 番号 | 学 校 名 | 所 在 地 |
|----|--------------|-------------------|
| 1 | 北桑田高等学校 | 京都市右京区京北下弓削町沢ノ奥 |
| 2 | 北桑田高等学校 美山分校 | 南丹市美山町上平屋梁ヶ瀬 |
| 3 | 亀岡高等学校 西校舎 | 亀岡市横町23番地 |
| 4 | 亀岡高等学校 東校舎 | 亀岡市横町23番地 |
| 5 | 南丹高等学校 | 亀岡市馬路町中島1 |
| 6 | 園部高等学校・附属中学校 | 南丹市園部町小桜町97 |
| 7 | 農芸高等学校 | 南丹市園部町南大谷 |
| 8 | 須知高等学校 | 船井郡京丹波町豊田下川原166-1 |
| 9 | 丹波支援学校 | 南丹市八木町柴山坊田118 |
| 10 | 丹波支援学校 亀岡分校 | 亀岡市千代川町湯井巽筋38 |